企画競争説明書

【企画競争】

業務名称:

グローバル化時代の国際教育のあり方国際比較調査 フェーズ II・第2年次国際調査

調達管理番号: 22c00894000000

- 第1 競争の手順
- 第2 業務仕様書(案)
- 第3 プロポーザルの作成要領
- 第4 見積書作成及び支払について
- 第5 契約書(案)
- 別添 様式集

2023年1月23日 独立行政法人国際協力機構 東京センター

第1 競争の手順

1. 公示

公示日 2023 年 1 月 23 日 調達管理番号 22c00894000000

2. 契約担当役

東京センター 契約担当役 所長

3. 競争に付する事項

(1)業務名称:グローバル化時代の国際教育のあり方国際比較調査 フェーズ II・第2年次国際調査

(2) 選定方式:企画競争

(3) 業務内容:「第2 業務仕様書(案)」のとおり

(4) 業務履行期間 (予定): 2023年3月中旬から2024年6月下旬

4. 手続全般にかかる事項

(1) 書類等の提出先

選定手続き窓口、各種照会等及び書類等の提出先は以下のとおりです。なお、 本項以降も必要な場合にはこちらが連絡先となります

〒151-0066 東京都渋谷区西原 2-49-5

独立行政法人国際協力機構 東京センター 市民参加協力第一課

【電話】03-3485-7461

【メールアドレス】jicajgp-kyoiku@jica.go.jp

(2)書類等の提出方法

1) 選定手続きのスケジュール及び書類等の提出方法 選定手続きのスケジュール及び書類等の提出方法は別紙「手続・締切日時一 覧」をご参照ください。

2) 書類等への押印省略

機密保持誓約書、競争参加資格確認申請書、共同企業体結成届、プロポーザル、委任状及び見積書等の提出書類については、全て代表者印等の押印を原則とします。

ただし、押印が困難な場合は、機密保持誓約書を除き各書類送付時のメール本文に、社内責任者の役職・氏名とともに、押印が困難な旨を記載し、社内責任者より(もしくは社内責任者に cc を入れて)メールを送信いただくことで押印に代えることができます。

5. 競争参加資格

(1)消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則 (調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体 の構成員や選定の代理人となること、契約の再委託先または下請負人(業務従 事者を提供することを含む。以下同じ。)となることも認めません。

- 1)破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者 具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)または民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の中立てを行い、再生計画または更生計画
 - 具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)または民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申立てを行い、更生計画または再生計画が発効していない法人をいいます。
- 2)独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年 規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者 具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成 員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団 等を指します。
- 3)独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程 (平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けて いる者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- a) 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日。ただし、競争参加資格確認を 事前に行う場合は資格確認申請書の提出締切日。以下同じ。)に措置期間 中である場合、競争への参加を認めない。
- b)競争開始日の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉権者決定日)まで に措置が開始される場合、競争から排除する。
- c) 契約相手確定日(契約交渉権者決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- d) 競争開始日以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。
- (2) 積極的資格制限

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

- 1) 全省庁統一資格 令和04・05・06年度全省庁統一資格で「役務の提供等」の資格を有 すること。(等級は問わない)
- 2) 日本国登記法人 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
- (3) 共同企業体、再委託について
 - 1) 共同企業体

共同企業体の結成を認めます。ただし、共同企業体の代表者及び構成員全員が、上記(1)及び(2)の競争参加資格要件を満たす必要があります。 共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式集参照)を作成し、 各社に競争参加資格確認申請書と共に提出してください。結成届には、原 則として、構成員の全ての社の代表者印または社印を押印してください。

2) 再委託

再委託は原則禁止となります、ただし、業務仕様書に特別の定めがあると き又は発注者の承諾を得たときは、本件業務全体に大きな影響を及ぼさな い補助的な業務に限り再委託は可能です。

(4) 利益相反の排除

先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者、または同

様の個人を主たる業務従事者とする場合は、本件競争参加を認めません。

(5) 競争参加資格の確認

競争参加資格を確認するため、以下の1)を提出してください。提出方法及び締切日時は別紙「手続・締切日時一覧」をご覧ください。

1)提出書類:

- a) 競争参加資格確認申請書(様式集参照)
- b) 全省庁統一資格審査結果通知書(写)
- c) 共同企業体を結成するときは、以上に加えて以下の提出が必要です。
 - 共同企業体結成届
 - ・共同企業体を構成する社(構成員)の資格確認書類(上記 a)、b))
- 2) 確認結果の通知

競争参加資格の確認の結果はメールで通知します。

6. その他関連情報

該当なし。

7. 企画競争説明書に対する質問

- (1)業務仕様書(案)の内容等、この企画競争説明書に対する質問がある場合は、 別紙「手続・締切日時一覧」に従い、質問書様式(別添様式集参照)に記載 のうえ提出ください。
- (2)公正性・公平性等確保の観点から、電話等口頭でのご質問は原則としてお断りしていますのでご了承ください。
- (3) 上記(1) の質問に対する回答書は、別紙「手続・締切日時一覧」に従い、 以下のサイト上に掲示します。なお、質問がなかった場合には掲載を省略し ます。

https://www.jica.go.jp/chotatsu/domestic/koji2022.html#tokyo

(4) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。 見積金額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

8. プロポーザル・見積書の提出等

(1)提出書類

1) プロポーザル

「第3 プロポーザルの作成要領」及び下記サイトに掲載の「プロポーザル 参考様式」を参照して下さい(プロポーザル参考様式はあくまで参考です ので、「第3 プロポーザルの作成要領」の要求を満たしていれば、必ずし も厳格に様式を利用する必要はありません)。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/proposal.html

2) 見積書

見積書は任意様式とします。経費項目については、「第4. 見積書作成及び 支払について」を参照下さい。また、見積書はプロポーザルと同時に提出 してください。 見積書については、応募者の名称又は商号並びに代表者の氏名による見積書として下さい。

日付はプロポーザル提出日として下さい。

(2)提出方法

提出方法及び締切日時は別紙「手続・締切日時一覧」をご覧ください。

- 1) プロポーザルは jica jgp-kyo i ku@jica.go.jp 宛にメールで提出ください。
- 2) 見積書はパスワードを付して、jicajgp-kyoiku@jica.go.jp 宛にメールで 提出してください。見積書のパスワードは交渉順位決定時となりますので、 後者の送付にあたっては機構からの連絡をお待ちください。なお、当機構 ではセキュリティ上の理由により圧縮ファイル(zip 等)の受信ができませ んので、圧縮せずにお送りください。圧縮しないファイル形式での送付が 困難な場合には事前に4. (1) 書類等の提出先までご相談ください。

(3) その他

- 1) 一旦提出されたプロポーザルは、差し替え、変更又は取り消しはできません。
- 2) プロポーザル及び見積書等の作成、提出に係る費用については報酬を支払いません。
- (4) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1)提出期限後に提出されたとき。
- 2) 記名、押印がないとき。ただし、押印が困難な場合は、4.(2)2)提出 書類の押印省略を参照の上ご提出ください。
- 3) 同一応募者から内容が異なる提案が2通以上提出されたとき。
- 4) 虚偽の内容が記載されているとき(虚偽の記載をしたプロポーザルの提出 者に対して契約競争参加資格停止等の措置を行うことがあります)。
- 5)前各号に掲げるほか、本プロポーザル方式選定説明書に違反しているとき。

8-2. プロポーザル内容に関するプレゼンテーションの実施

プロポーザルのご提出後、提出全社に対して、以下のとおり提案内容に関するプレゼンテーションの実施を依頼する予定です。

- (1) 日時(予定): 2023年2月27日(月)午後2時
- (2) 実施場所(予定): 〒151-0066 東京都渋谷区西原 2-49-5

411 会議室

(3) 実施方法:

参加者からのプレゼンテーション(説明)時間は20分を上限とし、質疑応答の時間をあわせて、参加者あたり、45分程度とします。ただし、参加者数による変更があり得ますので、予めご了承ください。プレゼンテーションの実施者は、原則、本件業務に総括的にかかわる者としてください。

当日は、プロポーザル内容の要約版の配布・使用を認めます。提出 済みのプロポーザルのみによる説明でも結構です。

会場にプロジェクタ、スクリーンの用意をいたします。

9. プロポーザルの評価結果の通知

- (1) プロポーザルは、当機構において評価しプロポーザルを提出した全者に対し、 別紙「手続・締切日時一覧」に則し、結果を通知します。通知期限までに結果 が通知されない場合は、上記4. 窓口にメールでお問い合わせ下さい。
- (2) プロポーザル評価の結果、契約交渉の相手先として選定されなかった者は、その理由について説明を求めることができます。詳細は、「14. その他(5)」を参照下さい。

10. プロポーザルの評価及び契約交渉順位の決定方法

(1) 評価項目・評価配点・評価基準 「第3 プロポーザルの作成要領」別紙評価表参照。

(2) 評価方法

「第3 プロポーザルの作成要領」別紙評価表の項目ごとに、各項目に記載された配点を上限として、以下の基準により評価(小数点以下第三位を四捨五入します) し、合計点を評価点とします。

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価 値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行 が十分期待できるレベルにある。	80%
当該項目については一般的なレベルに達しており、 業務の履行が十分できるレベルにある。	70%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達 していないが、業務の履行は可能と判断されるレベ ルにある。	60%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が 困難であると判断されるレベルにある。	50%以下

なお、プロポーザル評価点が50%、つまり100点中50点(「基準点」という。)を下回る場合を不合格とします。

(3)契約交渉順位の決定方法

プロポーザルの評価点が最も高い者を交渉順位1位とします。なお、評価点が同じ者が2者以上あるときは、抽選により交渉順位を決定します。

11. 契約交渉

- (1)プロポーザル評価結果に基づき契約交渉順位1位の社から契約交渉を行います。
- (2) 契約交渉に当たっては、当方が提示している業務仕様書(案)及び提案頂いた 内容に基づき、最終的な委託業務内容を協議します。
- (3) また、当機構として契約金額(単価)の妥当性を確認するため、見積書金額の 詳細内訳や具体的な根拠資料を提出いただき、各業務に係る経費を精査します。

12. 最終見積書の提出、契約書作成及び締結

- (1)「11. 契約交渉」により合意に至った者は、速やかに合意された金額の最終見 積書を提出するものとします。
- (2)「第5 契約書(案)」に基づき、速やかに契約書を作成し、締結します。契約保証金は免除します。
- (3) 契約条件、条文については、「第5 契約書(案)」を参照してください。なお契約書(案)の文言に質問等がある場合は、「7. 企画競争説明書に対する質問」の際に併せて照会ください。
- (4)契約書附属書Ⅱ「契約金額内訳書」(「第5 契約書(案)」参照)については、 見積金額の内訳等の文書に基づき、両者協議・確認して設定します。

13. 競争・契約情報の公表

本競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報(契約の相手方、契約金額等)を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html)

競争への参加及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表
 - 1)公表の対象となる契約相手方取引先 次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
 - a) 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、 又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
 - b) 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- a)対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- b)直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- c)総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- d) 一者応札又は応募である場合はその旨
- 3)情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第 13 章第 6 節に規定する関連公益 法人等に該当する場合には、同基準第 13 章第 7 節の規定される情報が、機構 の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

14. その他

(1)機構が配布・貸与した資料・提供した情報(口頭によるものを含む)は、本件 業務のプロポーザル及び見積書を作成するためのみに使用することとし、複写 または他の目的のために転用等使用しないでください。

- (2) プロポーザル等は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う 目的以外に使用しません。
- (3) 採用となったプロポーザル等については返却いたしません。また、不採用となったプロポーザル及び見積書の電子データ (PDF のパスワードがないので機構では開封できません) については、機構が責任をもって削除します。
- (4) プロポーザル等に含まれる個人情報等については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)」に従い、適切に管理し取り扱います。
- (5)競争参加資格がないと認められた者、プロポーザルの評価の結果契約交渉の相手先として選定されなかった者については、その理由についてそれぞれ通知日の翌日から起算して7営業日以内に説明を求めることができますので、ご要望があれば「4.担当部署等(1)書類等の提出先」までご連絡ください。
- (6)辞退する場合

競争参加資格有の確定通知を受け取った後に、競争参加を辞退する場合は、遅くともプロポーザル・見積書提出締切日の 1 営業日前の正午までに辞退する 旨を下記メールアドレスまで送付願います。

宛先: jicajgp-kyoiku@jica.go.jp

件名:【辞退】22c00894000000_(法人名)_ グローバル化時代の国際教育のあり方国際比較調査フェーズ II・第2年次国際調査

第2 業務仕様書(案)

この業務仕様書は、独立行政法人国際協力機構(以下「発注者」)が実施する「グローバル化時代の国際教育のあり方国際比較調査フェーズ II・第2年次国際調査」に関する業務の内容を示すものです。本件受注者は、この業務仕様書に基づき本件業務を実施します。

1. 業務の背景

1990 年代以降、社会の急速なグローバル化や他国との相互依存関係の深化が進んでいく状況において、日本の学校教育において国際教育のあり方を検討することを目的に、2011年12月から2014年3月にかけて、文部科学省 国立教育政策研究所(NIER)及び独立行政法人 国際協力機構(JICA)地球ひろば(当時)は共同プロジェクト「グローバル化時代の国際教育のあり方国際比較調査」(フェーズI)」を行った。

同調査では、日本におけるグローバル人材に求められる能力が検討されている状況を踏まえ、①各国の教育課程の比較分析(教育行政機関が重視する概念や能力・スキル分析を含む)、②各国の国際教育の展開・変遷の比較分析、③JICA の開発教育支援事業への示唆を得ることを目的として実施された。その結果、各国の国際教育において涵養されることが期待される「資質・能力」及び「キー・コンピテンシー」と、国立教育政策研究所により提案されていた我が国独自の資質・能力モデル「21世紀型能力」には大きな共通点があり、国際教育の推進が 21世紀型能力の育成に有効であることが確認された。また、「国際教育」は従来の教科中心の教育課程の学習では必ずしも十分ではなかった物事を総合的に分析・理解する資質や能力の育成を促すものであり、教科教育と補完的な役割を担うことができるものであると結論付けられ、その後のJICAの開発教育支援事業の効果的な実施についても多くの示唆を得た。

上記調査から約 10 年が経過したが、この間には日本では労働人口の減少に伴い、 外国人労働者が大幅に増加し、地域コミュニティにおける多文化共生社会の実現が重要な課題となってきている。また、地球温暖化やコロナをはじめとする感染症対策な どの課題がより切実になり、ロシアのウクライナ侵攻にともない安全保障面での不透 明性が増大するなど、国際関係が大きく変化している。

このようにグローバル化が更に加速していく中で、学校教育に求められる能力・スキル、そして国際教育を時代のニーズに適った内容に改定していく必要があることを踏まえ、このたび、グローバル化時代の国際教育のあり方国際比較調査フェーズIIを実施することとした。2021年度、フェーズII・第1年次調査²は日本における国際教育の現状把握を目的とし、学習指導要領における国際教育の取り扱い、中学校社会・理科の検定教科書における記載内容の分析、総合的な学習の時間における国際教育の授業実践事例の考察を行い、国際教育がかかわる単元と JICA 教材のマッチングをとりまとめた。

第2年次となる本調査では国立教育政策研究所と共に調査を行い、先進国の初中等教育における国際教育の政策・方針と現場での具体的な教育活動の最新の状況についてとりまとめ、今後の JICA の開発教育支援事業における活用可能性を検討することとする。

9

¹ https://www.jica.go.jp/hiroba/teacher/report/comparative_survey01.html

https://www.jica.go.jp/hiroba/teacher/report/comparative survey03.html

2. 調査の目的

現代的諸課題かつ教科横断的学習である国際教育に関し、他の先進国の(1)政策・方針、(2)学習内容、(3)現場での実施体制・指導方法に関する最新の情報を収集・分析し、日本における国際教育の在り方、JICAの貢献の仕方への示唆を得る。なお、本調査において「国際教育」は持続可能な社会づくり(SDGs/サステナビリティ)を目的とし、国際的な視点をその内容に含んだ多様な教育活動と定義する。

3. 調査対象国

調査対象国は4カ国を想定している。対象国は、調査開始までに最終決定をする予定であるがフェーズ I で調査をしているイギリス、カナダ、オーストラリア、ドイツが訪問先となる可能性が高い。4カ国の内訳について、左記に挙げた国よりも適切と考えられる国がある場合はプロポーザルにおいて理由を付して提案すること。

4. 想定される成果

調査対象国の初中等教育における国際教育の現状について国内・現地で調査を行い、 以下の成果をえる。

- (1)調査対象国における国際教育に関する教育政策・方針の内容が概観される。その際、フェーズ I からの変容についても考察される。
- (2)調査対象国の教育現場における、現代的諸課題を学ぶためのカリキュラム開発のプロセス、実施体制、授業での学習内容・指導方法が把握される。
- (3) 開発援助機関や国際協力にかかわる市民団体等の学校外組織の国際教育への協力・関与における成功要因・教訓等が分析される。
- (4) 調査対象国での教育活動の視察や教科書・教材収集・分析を通じ、日本で適用可能な学習指導案、授業モデル、教材が提示される。また、調査結果の JICA 教育支援 プログラムへの活用方法が提案される。

5. 調査の内容

- (1)調査対象国の国際教育に関する教育政策・方針
 - 教育政策・方針における国際教育についての取り扱い
 - 教育目標/学習指導要領/ナショナルカリキュラム等での記載
 - ・国際教育に関する実施状況の評価と教育政策/方針への反映・動向

(2)調査対象国の国際教育に関する学習内容

国際教育に関連した特定の現代的諸課題として、以下の4分野を想定する。

- ① 異文化理解
- ② 国際関係·国際協力
- ③ 移民/多文化共生
- ④ 地球環境/気候変動

これら4分野の学習内容として以下を調べる。

- ・学習指導要領/ナショナルカリキュラムにおける位置付・具体的な学習項目
- 学習を通じて目指す育成すべき資質・能力
- ・教科書における記載内容
- ・学校レベルにおける指導内容

(3) 現場での国際教育に関する実施体制・指導方法

- ・上記の現代的諸課題の学校におけるカリキュラムマネジメント
- ・教員の授業計画/準備方法、学習指導案 (学習指導案の作成がない場合、学年、教科・科目、ねらい(目標)、時間数、 育てたい能力、評価、授業構成等)
- ・実際の授業の様子
- 学習者の評価方法
- ・学校・教員が活用する教科書・教材・外部リソース(開発援助機関、国際教育を実践しているNGO・団体、教育関連企業・組織等)、メディア、ツール
- 教育政策と実際の教育現場での運用の間の乖離の有無

(4) その他調査事項

- フェーズ I で調査を実施している国におけるフェーズ I 時点からの変容
- ・各国の開発援助機関等の国内での教育の関与の有無・実態を調査、資料収集

(5) 各国調査の結果の日本の国際教育及び JICA への還元

- ・日本の国際教育に適用可能な事項の検討
- ・日本で活用可能な学習指導案、授業モデルの抽出と提示
- ・日本で活用可能な教材の抽出と提示
- ・JICA 教育支援プログラム(教員研修、出前講座等)への適用可能性の検討

6. 具体的な業務の内容

以下に発注者が想定する業務の流れを記載するが、受注者はより効果的、効率的な 作業工程・方法を考察し、プロポーザルにより提案すること。

なお、本調査では海外での動向の調査及び現場へのフィードバックにとどまらず、2020年から2022年にかけて導入された新学習指導要領、それをふまえた教育現場での国際教育のより適切かつ効果的な展開のための示唆を得ることも目指している。そのため、海外調査や事前準備、有識者会議には文部科学省国立教育政策研究所などの関係者も関与する予定である。

(1) 調査対象国の情報収集・分析(2023年3月~6月)

(業務量の目安:総括:12人日、教育調査:20人日)

- ① 国立教育政策研究所・JICA の本調査に関わる者(以下、調査関係者)と受注者で、本調査の業務実施計画、調査方法、海外での訪問先・調査内容について共通認識をもつためにキックオフミーティングを行う。議事録は3営業日以内に関係者に共有する。
- ② ①を踏まえて、本調査の業務実施計画書を作成し、JICA の合意を得る。
- ③ 調査対象国の国際教育の現状について公開情報、論文、書籍等を活用し、調査・ 分析する。分析の結果は、各調査対象国ごとのレポート、調査対象国の要点を一 覧できる表等の形で取りまとめる。
- ④ ③でとりまとめた内容を調査関係者に共有し、事前調査事項の追加の有無を確認 し、海外調査の方針、現地でおさえるべき点の合意を得る。

(2) 海外調査準備(2023年5月から2023年9月)

(業務量の目安:総括:12人日、教育調査:20人日)

- ① 調査関係者からの要望・助言を踏まえ、海外調査日程(案)を作成する。海外調査は 5-6 月と 10-11 月頃に 2 か国ずつ実施することを想定しているが、調査参加予定者や訪問先等の都合を考慮しつつ、2023 年 4 月下旬を目処に実施時期を決定する。
- ② 訪問先へのアポイントをとりつけ、調査日程を確定する。訪問先のアポイント取り付けについて原則、受注者によってなされる。なお、一部の訪問先については調査関係者から紹介される場合がある。また、必要に応じて JICA 名義の使用も可能。訪問先としては以下を想定している。
 - ✓ 中央政府機関
 - ✓ 地方政府機関
 - ✓ 教育研究機関
 - ✓ 学校
 - ✓ 開発援助機関
 - ✓ 国際教育を実践している NGO・団体
 - ✓ 教育関連企業・組織
- ③ 調査団の現地での移動手段・宿泊先を手配する。なお調査団は、受注者2名に加え、国立教育政策研究所、JICAより2名ずつ、合計6名程度を想定している。
- ④ 本調査の背景、目的、参加者、日程、調査項目等をまとめた調査団説明資料を英文で作成する。同資料に日本の国際教育の現状と課題を簡潔にまとめた記述を含める。

(3) 海外調査の実施(2023年5-6月及び10-11月頃)

(業務量の目安:総括:7.5人日×4渡航、教育調査:7.5人日×4渡航)

- スケジュール通り調査が進行するよう各種調整を行う。
- ② JICA、国立教育政策研究所からの参加者のサポートを得つつ、主体的に調査を行う。
- ③ 実際の調査日程、面会者・面談内容、収集した情報を簡潔にとりまとめ、帰国後 5 営業日以内に JICA に提出する。

(4) 調査内容とりまとめ、有識者会議の開催(2023年7月~2024年2月)

(業務量の目安:総括:20人日、教育調査:20人日)

- ① ここまでの調査内容をとりまとめ、調査関係者に共有する。調査関係者からの助言や追加調査事項があれば対応する。
- ② 調査内容を教育現場に役立てるための助言をえるために、①の内容を国内の有識者に会議形式で共有する。有識者は10名以内を想定し、国立教育政策研究所・JICAより後日指定する。会議は1~2回を想定しており、議事録は3営業日以内に関係者に共有する
- ③ 最終報告書のイメージを作成し調査関係者に共有する。同案に対する調査関係者 からのコメントを踏まえ、適宜修正し合意を得る。

(5) シンポジウム開催、勉強会開催(2024年3月)

(業務量の目安:総括:10人日、教育調査:10人日)

- ① 教育関係者(教育行政に関わる者、教育研究者、教育系 NGO・団体・企業、学校教員等)を対象に、受注者、国立教育政策研究所、JICA が登壇し、教育現場に調査内容を還元することを目的としたシンポジウムを企画する。当日までに発表資料作成や登壇者打合せを行う他、会場手配、プレスリリース配信等の広報活動、予約受付・管理を行う。
- ② シンポジウムが滞りなく執り行われるよう当日の運営を行う。また実施後に広報記事作成、参加者アンケートとりまとめを行う。
- ③ JICA の行う開発教育に関心を持つ教員を対象に調査結果のポイントを報告する 勉強会を開催する。

(6) 最終報告書の作成 (2024年4月~6月)

(業務量の目安:総括:20人日、教育調査:20人日)

- ① これまでの全ての活動を踏まえ、最終報告書(案)及び概要版(案)を作成し、 2024年5月18日までに提出する。
- ② ①に対する調査関係者からのコメントを反映の上、2024年6月8日までに最終報告書、概要版を完成させ、提出する。
- ③ 完成した最終報告書を製本し、JICA 指定箇所に納品する。 製本部数は合計 1,000 部を予定しているが製本仕様により、直接経費の範囲内で 適宜調整する。

7. 業務の実施方法

(1)調査の実施期間:

2023年3月~2024年6月(16ケ月)を想定

江野中南		2023年								2024年						
活動内容	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
(1)調査対象国の情報収集・分析																
(2) 海外調査準備																
(3)海外調査																
(4)調査内容とりまとめ、有識者会議																
(5) ロンポジウム開催、勉強会開催																
(6) 最終報告書作成																

(2) 想定する業務実施体制及び業務量

・総括 国内 74 人日、海外 30 人日

• 教育調査 国内 90 人日、海外 30 人日

業務調整 国内 30 人日(業務調整は調査全期間を通じて30 人日を想定)

より適切と考えられる団員構成・実施体制が考えられる場合は、想定される人日の 範囲内で提案することを可とする。

8. 成果物・業務提出物等

4 12 T	I	
内容	提出時期	媒体(数量)
調査関係者との会議内容、有識	会議開催後の	電子データ
者との会議内容について議事	3 営業日以内	
録を作成		
業務内容(1)②	2023年4月	電子データ
業務内容(1)③④	2023年5月	電子データ
業務内容(2)①	海外渡航の 3	電子データ
	週間前	
業務内容(2)④	海外渡航の 2	電子データ
	週間前	紙 40 部 (海
		外調査時に
		配布)
業務内容(3)③	帰国後 5 営業	電子データ
	日以内	
業務内容(4)③	2023年11月	電子データ
発表資料、プレスリリース、ア	2024年3月	電子データ
ンケート結果とりまとめ、実施		
後のWEB記事原稿		
発表資料、実施前WEB記事、	2024年4月	電子データ
アンケート結果とりまとめ、実		
施後のWEB記事原稿		
業務内容(6)	2024年5月	電子データ
業務内容(6)	2024年6月	電子データ
		冊子・1000
		部
	内容 調査関係者との会議内容、有識者との会議内容について議事録を作成 業務内容(1)② 業務内容(1)③④ 業務内容(2)① 業務内容(2)④ 業務内容(3)③ 業務内容(4)③ 業務内容(4)③ 発表資料、プレスリリース、実施後のWEB記事原稿 発表資料、実施前WEB記事、アンケのWEB記事原稿 発表資料、実施自いまとめ、実施後のWEB記事原稿	内容提出時期調査関係者との会議内容、有識者との会議内容について議事録を作成会議開催後の3営業日以内業務内容(1)②2023年4月業務内容(1)③④2023年5月業務内容(2)①海外渡航の3週間前業務内容(2)④海外渡航の2週間前業務内容(3)③帰国後5営業日以内業務内容(4)③2023年11月発表資料、プレスリリース、アンケート結果とりまとめ、実施後のWEB記事原稿2024年3月発表資料、実施前WEB記事、アンケート結果とりまとめ、実施後のWEB記事原稿2024年4月業務内容(6)2024年5月

9. 権利の帰属

- (1)成果品の著作権(著作権法第 27 条、第 28 条所定の権利を含む。)は受注者の責任において完成と同時に受注者から発注者に譲渡されたものとする。受注者は発注者による成果品の利用及び改編に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (2) 成果品は JICA 東京が作成するホームページや各種広報媒体等に自由に使用することができるものとする。
- (3) 受注者は、本業務で使用するデータを本調査にのみ使用し、一切の複製や公衆送信等をしないものとする。

10. 参考資料

・文部科学省 国立教育政策研究所 (NIER) 及び独立行政法人 国際協力機構 (JICA) 地球ひろば (当時) 共同プロジェクト「グローバル化時代の国際教育のあり方国際比較調査

https://www.jica.go.jp/hiroba/teacher/report/comparative_survey01.html

・「グローバル化時代の国際教育のあり方国際比較調査フェーズ II・第1年次国内調査」

https://www.jica.go.jp/hiroba/teacher/report/comparative_survey03.html

・JICA が作成している教材

https://www.jica.go.jp/hiroba/teacher/material/index.html

•国立教育政策研究所 令和3年度研究成果

https://www.nier.go.jp/05_kenkyu_seika/seika_digest_r03a.html

(報告書3 「現代的な諸課題」を扱う教科横断的な単元の開発と実践 報告書5 諸外国の教育課程改革の動向 等)

・文部科学省 アクティブ・ラーニング&カリキュラム・マネジメントサミット 2019 関連資料(カリキュラムマ・ネジメント、現代的な諸課題等)

 $\frac{\text{https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/_icsFiles/afieldfile/2019/09/27/1420504_001.pdf}{\text{https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1417804.htm}}$

11. その他の留意事項

(1) 関係者との連絡

受注者は、調査の進捗に応じて発注者との連絡を緊密に行い(打合せ(オンライン可)は1ヶ月に二度程度行うことを目安とする)、業務進捗状況の報告に当たっては、 資料を用いて効果的・効率的な報告となるように配慮すること。

(2) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014 年 10 月)」の 趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓 口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

12. プロポーザル作成にあたっての留意事項

(1) 国際教育の現状と課題の分析と調査のポイントの記載

現時点で把握している範囲で良いので、先進国及び日本における国際教育の現状と課題を簡潔にまとめる。同分析に基づき、今次調査においてどのようなポイントを中心に調査を行うべきかコンサルタントの見解を具体的に示す。

なお、調査内容としている「現代的諸課題」は、学習指導要領にも言及がある 「現代的な諸課題」を意識しており、「社会に開かれた教育課程」「カリキュラムマ ネジメント」といった国内での議論もふまえるよう留意のこと。

(2) 調査対象国の提案(必要に応じ)

調査対象国は4カ国を想定している。対象国は、調査開始までに最終決定をする予定であるがフェーズIで調査をしているイギリス、カナダ、オーストラリア、ドイツが訪問先となる可能性が高い。4カ国の内訳について、左記に挙げた国よりも適切と考えられる国がある場合はプロポーザルにおいて理由を付して提案すること。

(3) 調査日程の調整方法に関する記載

訪問先のアポイント取り付けについては、原則、受注者のコネクション及び公開情報を活用することを想定している。適切な調査日程の調整が調査の成否に大きな影響を及ぼすと考えられるところ、どのような方法・体制で調査日程を調整する方針であるかプロポーザルに記載する。

第3 プロポーザルの作成要領

プロポーザルを作成するにあたっては、「第2 業務仕様書(案)」ならびに本項別紙「評価表」に明記されている内容等をプロポーザルに十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

1. プロポーザルの構成と様式

プロポーザルの構成は以下のとおりです。

プロポーザルに係る様式については、以下のサイトを参考としてください。ただし、 あくまで参考様式としますので、応募者独自の様式を用いて頂いても結構です。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/proposal.html

- (1) 社としての経験・能力等
 - 1)類似業務の経験
 - a)類似業務の経験(一覧リスト)······(参考:様式1(その1))
 - b)類似業務の経験(個別)·····(参考:様式1(その2))
 - 2) 資格 認証等 · · · · · · · · · · · · · · · · · · (任意様式)
- (2)業務の実施方針等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(任意様式)
 - 1) 業務実施の基本方針(留意点)・方法
 - 2) 業務実施体制(要員計画・バックアップ体制)
 - 3)業務実施スケジュール
- (3)業務従事者(総括)の経験・能力等

 - 2) 業務従事者(総括)の経験・能力等……(参考:様式2(その1,2))
 - 3) 特記すべき類似業務の経験…………(参考:様式2(その3))
- (4) 業務従事者(教育調査)の経験・能力等
 - 1)業務従事者(教育調査)の推薦理由…………………………(任意様式)
 - 2) 業務従事者(教育調査)の経験・能力等・(参考:様式2(その1,2))
 - 3) 特記すべき類似業務の経験 (参考:様式2(その3))

2. プロポーザル作成にあたっての留意事項

(1) 社としての経験・能力等

自社が業務を受注した際に適切かつ円滑な業務が実施できることを証明するために参考となる、応募者の類似業務の経験、所有している資格等について、記載願います。

1)類似業務の経験

類似業務とは、業務の分野、サービスの種類、業務規模などにおいて、蓄積された経験等が当該業務の実施に際して活用できる業務を指します。

類似業務の実績を「様式1(その1)」に記載ください。原則として、過去10年程度の実績を対象とし、最大でも15件以内としてください。

また、業務実績の中から、当該業務に最も類似していると考えられる実績(3 件以内)を選び、その業務内容(事業内容、サービスの種類、業務規模等)や 類似点を「様式1(その2)」に記載して下さい。特に、何が当該業務の実施に 有用なのかが分かるように簡潔に記述して下さい。

2) 資格‧認証等

以下の資格・認証を有している場合は、その証明書の写しを提出願います。

- マネジメントに関する資格(IS009001等)
- 情報セキュリティに関する資格・認証 (ISO27001/ISMS、プライバシーマーク等)
- 女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定)
- 次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定またはプラチナ くるみん認定)
- 若年雇用の促進等関する法律に基づく認定(ユースエール認定)
- その他、本業務に関すると思われる資格・認証

(2)業務の実施方針等

業務仕様書に対する、応募者が提案する業務の基本方針、業務を実施するために用いようとしている方法や手法などについて記述して下さい。記述は、全体で20ページ以内を目途としてください。

1)業務実施の基本方針(留意点)・方法

業務仕様書について内容を把握のうえ、そのような方針・方法で業務に臨むのか、当該業務の目的等を理解したうえでどのような事柄に留意し業務を実施するのかを十分に検討し、業務ごとに提案願います。

各種提案に当たっては、本説明書に示した業務内容を基本とし、提案者の特徴を活かした提案内容として下さい。

2) 業務実施体制、要員計画

業務仕様書に記載の業務全体をどのような実施(管理)体制(直接業務に携わる業務従事者のみならず、組織としてまたは組織の外部におけるバックアップ体制を含む。)、要員計画(業務に必要な業務従事者数、その構成、資格要件等)等で実施するのか、提案願います。実施(管理)体制の方針、考え方についても、併せて記載願います。

なお、要員計画については、全体計画の記載を求めるものであり、個々の業 務従事者の個別の人員配置計画を求めるものではありません。

3)業務実施スケジュール

業務実施にあたっての作業工程をフローチャート・作業工程計画書等で作成願います。

(3) 業務従事者(総括及び教育調査)の経験・能力等

業務を総括する方及び教育調査に従事する方について、それぞれの経験・能力 等(類似業務の経験、実務経験及び学位、資格等)について記述願います。

- 1)業務従事者の推薦理由
 - 応募者が、業務従事者を推薦する理由を、400 字以内で記載下さい。
- 2)業務従事者の経験・能力等

以下の要領に従い、記載下さい。

- ■「取得資格」は、担当業務に関連する取得資格について、その資格名、分野やレベル、取得年月日を記載するとともに、可能な限りその認定証の写しを添付して下さい。
- ■「学歴」は、最終学歴のみを記載ください。
 - ■「外国語」は、英語について必ず読む・書く・話す・聞くの4技能について の自己申告、取得資格名を記載してください。保有する資格の種類、スコ ア、取得年を記載下さい。
 - ■「現職」は、現在の所属先の名称、所属先に採用された年月、部・課及び職位名を記載し、職務内容を 1~2 行で簡潔に記載して下さい。また、所属先の確認を行うため、雇用保険については、確認(受理)通知年月日、被保険者番号、事業所番号、事業所名略称を記載して下さい。
 - ■「職歴」は、所属先を最近のものから時系列順に記載し、所属した主要会 社・部・課名及び主な職務内容につき、簡潔に記載ください。
 - ■「業務従事等経験」は、現職の直前の所属先から新しい順に、所属先の名 称、所属した期間、部・課及び職位名を記載し、職務内容を1~2行で、簡 潔に記載して下さい。
 - ■「担当業務」については、各々の業務に従事した際の担当業務を正確に示す ようにしてください。
 - ■「研修実績等」については、担当業務に関連する研修歴を記載し、可能な限りその認定書等の写しを添付願います。
 - ■職歴、業務等従事経験が、「様式2(その1)」だけでは記載しきれない場合には、「様式2(その2)」に記入して下さい。
- 3) その他学位、資格など

発注業務と関連性の強い学歴(専門性)、語学能力、資格を記載ください。 業務経験については、業務従事者の業務内容として最も適切と考えられるも のを 3 件まで選択し、関連する内容が具体的に分かるように、「様式 2 (その 3)」に業務の背景と全体業務概要、担当事項及び当該業務との関連性について 記載ください。

3. その他

プロポーザルは可能な限り 1 つの PDF ファイルにまとめて、提出ください。

別紙:評価表(評価項目一覧表)

第4 見積書作成及び支払について

1. 見積書の作成について

経費の見積もりに当たっては、「第2 業務仕様書(案)」に規定されている業務の内容を十分理解したうえで、必要な経費を積算してください。見積書作成の上での留意点は以下のとおりです。

(1) 可能な範囲で詳細な内訳をつけて見積書を作成してください。当該業務の実施において想定される経費の費目構成は、以下のとおりです。見積書の様式は任意としますが、これらの費目を網羅するようにしてください。なお、必要に応じ、項目の統合、削除、追加することも可能です。この場合、プロポーザルにもその旨記載ください。

1)業務の対価(報酬)

業務従事者ごとに日(月)額単価を設定し、想定する人日(人月)を乗じ 算出ください。報酬単価には管理的経費を含めて積算ください。

2) 直接経費

当該業務の実施にあたって支出が想定される直接経費は次の通りです。 見積書においては、直接経費として一律 10,623,800 円を計上ください。

費目	内容
旅費	渡航費・宿泊費・日当(4渡航×2名分)
海外調査雑費	移動車両雇上、教材収集等
シンポジウム開催費	プレスリリース、会場借り上げ、外部謝金
報告書製本	報告書の製本、指定箇所への送付

3) 管理費(必要に応じて)

- (2)消費税を計上してください。
- (3) 契約交渉順位一位となった応募者については、上記(1)で作成いただいた見 積書及び内訳書に基づき契約交渉を行い、各業務に係る経費の契約金額および 精算対象とする経費を決定します。契約交渉の際には、経費の妥当性を確認す るため、より詳細な内訳や見積書の各金額の根拠資料も提出いただきます。
- (4)契約交渉が成立した場合、上記契約交渉を踏まえた最終見積書を提出いただきます。最終見積書の形式については契約交渉時に決定します。

2. 支払について

- (1) 支払いは、受注者と協議の上、決定します。
- (2) 受注者には、各年度の業務完了後、発注者に対し業務完了届および経費精算報告書を提出いただきます。業務の完了や成果物等の検査に合格し、精算金額の確定を受けた後、発注者は受注者からの請求に基づき、支払います。詳細は添付の契約書(案)を参照ください。

3. 見積上限額

予算上限は以下の通りですので、上限内で見積りを作成ください。 29,710,230円(税込)

4. その他留意事項

- (1) 精算手続きに必要な「証拠書類」とは、「その取引の正当性を立証するに足りる書類」を示し、領収書又はそれに代わるものです。証拠書類には、①日付、②宛名(支払者)、③領収書発行者(支払先)、④受領印又は受領者サイン、⑤支出内容が明記されていなければなりません。
- (2) 受注者の責によらない止むを得ない理由で、業務量を増加する場合には、機構と協議の上、両者が妥当と判断する場合に、契約変更を行うことができます。受注者は、このような事態が起きた時点で速やかに担当事業部と相談して下さい。
- (3) 謝金の支払いを実施していただく際、支払相手方が個人の場合には、原則として源泉徴収の手続きを実施していただく必要があります。業務内容によっては、旅費・交通費についても源泉徴収の対象となります。謝金の支払いについての詳細は、以下 URL をご確認下さい。
 - https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/pdf/mynumber_hoshu.pdf

見積様式

	1.	業務の対価	(報酬)	(税抜)
--	----	-------	------	------

(円)

	日額単価	人日	計
総括			
教育調査			
業務調整			
計			

2. 直接経費(税	抜)
-----------	----

受注者 2 名分の旅費(航空賃、宿泊費、日当等) 海外調査雑費(移動車両雇上、教材収集等) シンポジウム開催費 報告書製本費

__10,623,800円(定額)

O. 日 江 貝	3		管	理	費
---------------------	---	--	---	---	---

円

第5 契約書(案)

- 1. 業務名称 グローバル化時代の国際教育のあり方国際比較調査 フェーズ!!・第2年次国際調査
- 2. 契約金額金00,000,000円(内 消費税及び地方消費税の合計額0,000,000円)
- 3. 履行期間 2023年3月●●日から 2024年6月●●日まで

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構 東京センター 契約担当役所長 田中 泉(以下「発注者」という。)と●●●● ●●●●● ●●●●(以下「受注者」という。)とはおのおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって契約(以下「本契約」という。)を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(総 則)

- 第1条 受注者は、本契約に定めるところに従い、附属書 I 「業務仕様書」(以下「業務仕様書」という。)に定義する業務を、善良な管理者の注意義務をもって誠実に履行し、発注者は受注者に対しその対価を支払うものとする。
 - 2 受注者は、本契約書及び業務仕様書に特別の定めがある場合を除き、業務を実施するために必要な方法、手段、手順については、受注者の責任において定めるものとする。
 - 3 頭書の「契約金額」に記載の「消費税及び地方消費税」(以下「消費税等」という。)とは、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づくものである。
 - 4 税法の改正により消費税等の税率が変更された場合は、変更後の税率の適用日以降における消費税等の額は変更後の税率により計算された額とする。ただし、法令に定める経過措置に該当する場合又は消費税率変更前に課税資産の譲渡等が行われる場合は、消費税等の額は変更前の税率により計算された額とする。
 - 5 本契約の履行及び業務の実施(安全対策を含む。)に関し、受注者から発注者に 提出する書類は、発注者の指定するものを除き、第5条に定義する監督職員を経 由して提出するものとする。
 - 6 前項の書類は、第5条に規定する監督職員に提出された日に発注者に提出されたものとみなす。
 - 7 発注者は、本業務の委託に関し、受注者から契約保証金を徴求しない。
 - 8 受注者が共同企業体である場合は、その構成員は、発注者に対して、連帯して本契約を履行し、業務を実施する義務を負うものとする。また、本契約に基づく 賠償金、違約金及び延滞金が発生する場合は、全構成員による連帯債務とする。

(業務計画書)

第2条 受注者は、本契約締結日から起算して 10 営業日(営業日とは国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く月曜日から金曜日までの日をいう。以下、同じ。)以内に、業務仕様書に基づいて業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、業務仕様書に特別の定めがあるとき又はあらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、本契約の地位又は本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ書面による発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託又は下請負の禁止)

- 第4条 受注者は、業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務仕様書に特別の定めがあるとき又はあらかじめ書面による発注者の承諾を得たときは、この限りでない。
 - 2 受注者が、前項ただし書の規定により業務の一部の実施を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、次の各号の条件が課されるものとする。
 - (1) 受注者は発注者に対し、本契約により生ずる一切の義務を免れるものではなく、また、受託者又は下請負人の役職員を受注者の役職員とみなし、当該役職員が本契約により生ずる受注者の義務に違反した場合は、受注者が責任を負うものとする。
 - (2)発注者は、受注者に対して、受託者又は下請負人の名称その他必要な事項の 通知を求めることができる。
 - (3) 第 18 条第 1 項第 8 号イからトまでのいずれかに該当する者を受託者又は下請負人としてはならない。

(監督職員)

- 第5条 発注者は、本契約の適正な履行を確保するため、独立行政法人国際協力機構 東京センター市民参加協力第一課長の職にある者を監督職員と定める。
 - 2 監督職員は、本契約の履行及び業務の実施に関して、次に掲げる業務を行う権限を有する。
 - (1) 第1条第5項に定める書類の受理
 - (2) 本契約に基づく、受注者又は次条に定める受注者の業務責任者に対する指示、 承諾及び協議
 - (3) 本契約に基づく、業務工程の監理及び立会
 - 3 前項における、指示、承諾、協議及び立会とは、次の定義による。
 - (1)指示 監督職員が受注者又は受注者の業務責任者に対し、監督職員の所掌権 限に係る方針、基準、計画等を示し、実施させることをいう。
 - (2) 承諾 受注者又は受注者の業務責任者が監督職員に報告し、監督職員が所掌権限に基づき了解することをいう。
 - (3)協議 監督職員と受注者又は受注者の業務責任者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

- (4) 立会 監督職員又はその委任を受けたものが作業現場に出向き、業務仕様書 に基づき業務が行われているかを確認することをいう。
- 4 第2項第2号の規定に基づく監督職員の指示、承諾及び協議は、原則としてこれを書面に記録することとする。
- 5 発注者は、監督職員に対し本契約に基づく発注者の権限の一部であって、第 2 項で定める権限以外のものを委任したときは、当該委任した権限の内容を書面により受注者に通知しなければならない。
- 6 発注者は、監督職員を通じて、受注者に対し、いつでも本契約の業務の履行状 況の報告を求めることができる。

(業務責任者)

- 第6条 受注者は、本契約の履行に先立ち、業務責任者を定め、発注者に届出をしなければならない。発注者の同意を得て、業務責任者を交代させたときも同様とする。
 - 2 受注者は、前項の規定により定めた業務責任者に、業務の実施についての総括 管理を行わせるとともに、発注者との連絡に当たらせなければならない。
 - 3 業務責任者は、本契約に基づく受注者の行為に関し、受注者を代表する権限(ただし、契約金額の変更、作業項目の追加等業務内容の重大な変更、履行期間の変更、損害額の決定、本契約に係る支払請求及び金銭受領の権限並びに本契約の解除に係るものを除く。)を有するものとする。

(業務内容の変更)

- 第7条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して書面による通知により業務内容の変更を求めることができる。
 - 2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して書面による通知により 業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
 - 3 第1項により業務内容を変更する場合において、履行期間若しくは契約金額を変更する必要があると認められるとき、又は受注者が直接かつ現実に損害を受けたときは、発注者及び受注者は、変更後の履行期間及び契約金額並びに賠償額について協議し、当該協議の結果を書面により定める。
 - 4 第2項の場合において、受注者に増加費用が生じたとき、又は受注者が直接かつ現実に損害を受けたときは、発注者はその費用を負担し、又はその損害を賠償しなければならない。この場合において、発注者及び受注者は、負担額及び賠償額を協議し、当該協議の結果を書面により定める。

(一般的損害)

第8条 業務の実施において生じた損害(本契約で別に定める場合を除く。)については、受注者が負担する。ただし、発注者の責に帰すべき理由により生じた損害については、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第9条 業務の実施に関し、第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して賠償を行わなければならない場合は、受注者がその賠償額を負担する。
 - 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する損害の発生が発注者の責に帰すべき

事由による場合は、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを発注者に通知しなかったときは、この限りでない。

3 前二項の場合において、その他業務の実施に関し、第三者との間に紛争が生じたときは、発注者、受注者協力してその処理解決に当たるものとする。

(検査)

- 第 10 条 受注者は、業務を完了したときは、遅滞なく、発注者に対して業務完了届を提出しなければならない。この場合において、発注者が認める場合は、受注者は、第 14 条に規定する経費確定(精算)報告書に代えて、附属書Ⅱ「契約金額内訳書」(以下「契約金額内訳書」という。)に規定する単価等に基づき確定した経費の内訳及び合計を業務完了届に記載することができる。
 - 2 業務の完了前に、業務仕様書において可分な業務として規定される一部業務が 完了した場合は、受注者は、当該部分業務に係る業務完了届を提出することがで きる。発注者が受注者に対し、当該部分業務に係る業務完了届の提出を求めたと きは、受注者は、遅滞なく業務完了届を提出しなければならない。
 - 3 発注者は、前2項の業務完了届を受理したときは、その翌日から起算して10営業日以内に当該業務について確認検査を行い、その結果を受注者に通知しなければならない。

(債務不履行)

第 11 条 受注者の責に帰すべき理由により、受注者による本契約の履行が本契約の本旨に従った履行と認められない場合、又は、履行が不能になった場合は、発注者は受注者に対して、完全な履行を請求し、又は履行に代え若しくは履行とともに損害の賠償を請求することができる。この場合において、本契約の目的が達せられない場合は、発注者は、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(成果物等の取扱い)

- 第12条 受注者は、業務仕様書に成果物(以下「成果物」という。)が規定されている場合は、成果物を、業務仕様書に成果物が規定されていない場合は、業務実施報告書(以下「業務実施報告書」という。)を、第10条第1項及び第2項に規定する業務完了届に添付して提出することとし、第10条第3項に規定する検査を受けるものとする。
 - 2 前項の場合において、第 10 条第 3 項に定める検査の結果、成果物及び業務実施報告書について補正を命ぜられたときは、受注者は遅滞なく当該補正を行い、発注者に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合において、再検査の期日については、第 10 条第 3 項の規定を準用する。
 - 3 受注者は、業務仕様書に業務提出物(以下、「業務提出物」という。)が規定されている場合は、業務提出物を業務仕様書の規定(内容、形態、部数、期限等)に基づき提出し、監督職員の確認を得なければならない。
 - 4 受注者が提出した成果物、業務実施報告書及び業務提出物(以下総称して「成果物等」という。)の所有権は、それぞれ第10条第3項に定める検査合格又は前項に定める監督職員の確認の時に、受注者から発注者に移転する。
 - 5 受注者が提出した成果物等の著作権(著作権法第27条、第28条所定の権利を

含む。)は、業務仕様書にて別途定めるもの及び受注者又は第三者が従来から著作権を有する著作物を除き、それぞれ第 10 条第 3 項に定める検査合格又は前項に定める監督職員の確認の時に受注者から発注者に譲渡されたものとし、著作権が受注者から発注者に譲渡された部分の利用又は改変については、受注者は発注者に対して著作者人格権を行使しないものとする。また、成果物等のうち、受注者が従来から著作権を有する著作物については、受注者は、これら著作物を発注者が利用するために必要な許諾を発注者に与えるものとし、第三者が従来から著作権を有する著作物については、受注者は、責任をもって第三者から発注者への利用許諾を得るものとする。

6 前項の規定は、第11条、第18条第1項、第19条第1項又は第20条第1項の 規定により本契約を解除した場合についても、これを準用する。

(成果物等の契約不適合)

- 第 13 条 発注者は、成果物等に業務仕様書との不一致その他契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)を発見したときは、発注者がその契約不適合を知った日から1年以内にその旨を通知した場合に限り、受注者に対して相当の期間を定めてその契約不適合の修補を請求し、契約金額の減額を請求し又はこれらに代え、若しくはこれらと併せて損害の賠償を請求することができる。
 - 2 発注者は、成果物等に契約不適合があるときは、発注者がその契約不適合を知った日から1年以内に受注者にその旨を通知した場合に限り、本契約の全部又は一部を解除することができる。
 - 3 前二項において受注者が負うべき責任は、前条第1項及び第2項の検査の合格 又は前条第3項の監督職員の確認をもって免れるものではない。

(経費の確定)

- 第 14 条 受注者は、履行期間末日の翌日から起算して 30 日以内に、発注者に対し、 経費確定(精算)報告書(以下「経費報告書」という。)を提出しなければならな い。ただし、発注者の事業年度末においては、発注者が別途受注者に通知する日 時までに提出するものとする。
 - 2 受注者は、第 10 条第 2 項に定める可分な業務にかかる業務完了届を提出する場合は、当該業務完了届の提出日の翌日から起算して 30 日以内に、発注者に対し、当該業務に係る経費報告書を提出しなければならない。ただし、発注者の事業年度末においては、発注者が別途受注者に通知する日時までに提出するものとする。
 - 3 受注者は、契約金額内訳書のうち精算を必要とする費目についての精算を行う に当たっては、経費報告書の提出と同時に必要な証拠書類一式を発注者に提出し なければならない。
 - 4 発注者は、第1項及び第2項の経費報告書及び前項の必要な証拠書類一式を検査のうえ、契約金額の範囲内で発注者が支払うべき額(以下「確定金額」という。) として確定し、経費報告書を受理した日の翌日から起算して30日以内に、これを受注者に通知しなければならない。
 - 5 前項の金額の確定は、次の各号の定めるところにより行うものとする。
 - (1)業務の対価(報酬)

契約金額内訳書に定められた額とする。

(2) 直接経費

契約金額の範囲内において、領収書等の証拠書類に基づく実費精算による。 ただし、日当・宿泊料、国内旅費(その他対象となる経費を記載。)について は、契約金額内訳書に定められた単価及び実績による。

6 受注者は、発注者から前項の直接経費に係る証拠書類の提出の省略を認められた場合は、これらを整備し、履行期間の満了した事業年度の翌年度の4月1日から起算して10年の間、自らこれを保管し、発注者からの要求があったときは、遅滞なく原本を提示しなければならない。

(支払)

- 第 15 条 受注者は、第 10 条第 3 項による検査に合格し、前条第 4 項の規定による確定金額の決定通知を受けたときは、発注者に確定金額の支払を請求することができる。
 - 2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、請求を受けた日の翌日から 起算して30日以内に支払を行わなければならない。
 - 3 前項の規定にかかわらず、発注者は、受注者の支払請求を受理した後、その内容の全部又は一部に誤りがあると認めたときは、その理由を明示して当該請求書を受注者に返付することができる。この場合は、当該請求書を返付した日から是正された支払請求を発注者が受理した日までの期間の日数は、前項に定める期間の日数に算入しないものとする。

(履行遅滞の場合における損害の賠償)

- 第 16 条 受注者の責に帰すべき理由により、履行期間内に業務を完成することができない場合において、履行期間経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、発注者は受注者に履行遅滞により発生した損害の賠償を請求するとともに、成果物等の引渡しを請求することができる。
 - 2 前項の損害賠償の額は、契約金額から既に引渡しを受けた成果物等に係る部分に相当する金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、履行期間が経過した時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)に規定する利率(以下「本利率」という。)で算出した額とする。
 - 3 発注者の責に帰すべき理由により、発注者が第 15 条に従って支払義務を負う 確定金額の支払が遅れた場合は、受注者は、当該確定金額のうち未受領の金額に つき、遅延日数に応じ、本利率で算出した額の遅延利息の支払いを発注者に請求 することができる。

(天災その他の不可抗力の扱い)

- 第 17 条 自然災害又は暴動、ストライキ等の人為的な事象であって、発注者、受注者双方の責に帰すべからざるもの(以下「不可抗力」という。)により、発注者、受注者いずれかによる履行が遅延又は妨げられる場合は、当事者は、その事実発生後遅滞なくその状況を書面により本契約の相手方に通知しなければならない、また、発注者及び受注者は、通知後速やかに書面にて不可抗力の発生の事実を確認し、その後の必要な措置について協議し定める。
 - 2 不可抗力により生じた履行の遅延又は不履行は、本契約上の義務の不履行又は 契約違反とはみなさない。

(発注者の解除権)

- 第 18 条 発注者は、受注者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、催告を要せずして、本契約を解除することができる。
 - (1) 受注者の責に帰すべき事由により、本契約の目的を達成する見込みがないと 明らかに認められるとき。
 - (2) 受注者が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達成することができないと認められるとき。
 - (3)受注者が第20条第1項に規定する事由によらないで本契約の解除を申し出、 本契約の履行を果たさないとき。
 - (4) 第23条第1項各号のいずれかに該当する行為があったとき。
 - (5) 受注者に不正な行為があったとき、又は発注者の名誉ないし信用を傷つける 行為をしたとき。
 - (6) 受注者に仮差押又は仮処分、差押、競売、破産、民事再生、会社更生又は特別清算等の手続開始の申立て、支払停止、取引停止又は租税滞納処分等の事実があったとき。
 - (7)受注者が「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」に違反したとき。
 - (8) 受注者が、次に掲げる各号のいずれかに該当するとき、又は次に掲げる各号のいずれかに該当する旨の新聞報道、テレビ報道その他報道(ただし、日刊新聞紙等、報道内容の正確性について一定の社会的評価が認められている報道に限る。)があったとき。
 - イ 役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜 ゴロ、特殊知能暴力集団等(各用語の定義は、独立行政法人国際協力機構反 社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)に規定す るところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下「反社会的 勢力」という。)であると認められるとき。
 - ロ 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であると認められるとき。
 - ハ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - 二 法人である受注者又はその役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしているとき。
 - ホ 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、 運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - へ 法人である受注者又はその役員が、反社会的勢力であることを知りながら これを不当に利用するなどしているとき。
 - ト 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難される べき関係を有しているとき。
 - チ 受注者が、再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約に当たり、その相 手方がイからトまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約 を締結したと認められるとき。
 - リ 受注者が、イからトまでのいずれかに該当する者を再委託、下請負又は物

品購入等にかかる契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに 従わなかったとき。

- ヌ その他受注者が、東京都暴力団排除条例又はこれに相当する他の地方公共 団体の条例に定める禁止行為を行ったとき。
- 2 前項の規定により本契約が解除された場合(前項第 4 号の場合を除く。)は、 受注者は発注者に対し契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合に は、変更後の契約金額とする。)の10分の1に相当する金額を違約金として、発 注者の指定する期間内に発注者に納付しなければならない。この場合において、 発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超えるときは、発注者は、受注者に 対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができる。

(発注者のその他の解除権)

- 第 19 条 発注者は、前条第 1 項に規定する場合のほか、その理由を問わず、少なく とも 30 日前に書面により受注者に予告通知のうえ、本契約を解除することがで きる。
 - 2 第1項の規定により本契約を解除した場合において、受注者が受注者の責に帰することができない理由により損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償するものとする。賠償額は、受注者が既に支出し、他に転用できない費用に契約業務を完成したとすれば収得しえたであろう利益を合算した金額とする。

(受注者の解除権)

- 第 20 条 受注者は、発注者が本契約に違反し、その違反により業務を完了することが不可能となったときは、本契約を解除することができる。
 - 2 前項の規定により本契約を解除した場合は、前条第2項の規定を準用する。

(解除に伴う措置)

第21条 発注者は、本契約が解除された場合においては、業務の出来高部分のうち、 検査に合格したものについては、引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けた ときは、当該引渡しを受けた出来高部分に相応する発注済金額を支払わなけれ ばならない。

(調查・措置)

- 第22条 受注者が、第18条第1項各号又は第23条第1項各号に該当すると疑われる場合は、発注者は、受注者に対して調査を指示し、その結果を文書で発注者に報告させることができ、受注者は正当な理由なくこれを拒否してはならないものとする。
 - 2 発注者は、前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に確認し、事実の有無 を判断するものとする。この場合において、発注者が審査のために必要であると 認めるときは、受注者からの説明を求め、必要に応じ受注者の事業所に赴き検査 を行うことができるものとする。
 - 3 発注者は、第18条第1項各号又は第23条第1項各号に該当する不正等の事実を確認した場合は、必要な措置を講じることができるものとする。
 - 4 発注者は、前項の措置を講じた場合は、受注者名及び不正の内容等を公表する

ことができるものとする。

(重大な不正行為に係る違約金)

- 第 23 条 受注者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、発注者の解除権行 使の有無にかかわらず、受注者は契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額とする)の 10 分の 2 に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に納付しなければならない。
 - (1)次のいずれかの目的により、受注者の役職員又はその指図を受けた者が刑法 (明治40年法律第45号)第198条(贈賄)又は不正競争防止法(平成5年法 律第47号)第18条(外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止)に違 反する行為を行い刑が確定したとき。また、受注者が同条に相当する外国の法 令に違反する行為を行い、同国の司法機関による確定判決又は行政機関による 最終処分がなされたときも同様とする。
 - イ 本契約の業務の実施にかかる便宜を得る目的
 - ロ 本契約の業務の実施の結果を受けて形成された事業の実施を内容とする契約の受注又は事業の許認可の取得等にかかる便宜を得る目的(本契約の履行期間中に違反行為が行われ、又は本契約の経費若しくは対価として支払を受けた金銭を原資として違反行為が行われた場合に限る。)
 - (2) 受注者又は受注者の意を受けた関係者が、本契約の業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)(以下、「独占禁止法」)第3条、第6条又は第8条に違反する行為を行い、公正取引委員会から独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を受け、又は第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を受け、当該納付命令が確定したとき。
 - (3)公正取引委員会が、受注者又は受注者の意を受けた関係者に対し、本契約の 業務の実施に関して独占禁止法第7条の4第7項の規定による課徴金の納付を 命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 受注者又はその意を受けた関係者(受注者又は当該関係者が法人の場合は、 その役員又は使用人)が、本契約の業務の実施に関し、刑法第96条の6(公契 約関係競売等妨害)、独占禁止法第89条第1項又は同法第90条1号及び2号 に違反する行為を行い刑が確定したとき。
 - (5)第1号、第2号及び前号に掲げるいずれかの違反行為があったことを受注者 (受注者が共同企業体である場合は、当該共同企業体の構成員のいずれか)が 認めたとき。ただし、発注者は、受注者が、当該違反行為について自主的な申 告を行い、かつ発注者に協力して損害の発生又は拡大を阻止し、再発防止のた め適切な措置を講じたときは、違約金を免除又は減額することができる。なお、 受注者が共同企業体である場合は、その構成員の一が自主的な申告を行い、か つ発注者に協力して損害の発生又は拡大を阻止し、再発防止のため適切な措置 を講じたときは、発注者は、当該構成員に対し、違約金を免除又は減額するこ とができる。
 - (6) 第 14 条に定める経費確定(精算)報告において受注者が故意又は重過失により虚偽の資料等を提出し、発注者に対して過大な請求を行ったことが認められたとき。

- 2 受注者が前項各号に複数該当するときは、発注者は、諸般の事情を考慮して、 同項の規定により算定される違約金の総額を減額することができる。ただし、 減額後の金額は契約金額の10分の2を下ることはない。
- 3 前二項の場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超えるときは、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができるものとする。
- 4 前三項に規定する違約金及び賠償金は、第18条第2項に規定する違約金及び賠償金とは独立して適用されるものとする。
- 5 受注者が共同企業体である場合であって、当該共同企業体の構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するときは、第1条第8項の規定にかかわらず、発注者は、当該構成員に対して第1項から第3項までに規定する違約金及び賠償金を請求しないことができる。ただし、第2号に掲げる者のうち当該違反行為を知りながら発注者への通報を怠ったものについては、この限りでない。
- (1) 第1項第1号又は第4号に該当する場合であって、その判決内容等において、違反行為への関与が認められない者
- (2)第1項第5号に該当する場合であって、違反行為があったと認めた構成員が、 当該違反行為に関与していないと認めた者
- 6 前項の適用を受けた構成員(以下「免責構成員」という。)がいる場合は、当該 共同企業体の免責構成員以外の構成員が当該違約金及び賠償金の全額を連帯し て支払う義務を負うものとする。
- 7 前各項の規定は、本契約の業務が完了した後も引き続き効力を有するものとする。

(賠償金等)

- 第 24 条 受注者が本契約に基づく賠償金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から支払の日まで本利率で算出した利息を付した額と、発注者が契約に従って支払うべき金額とを相殺し、なお不足があるときは受注者に支払を請求することができる。
 - 2 前項の請求をする場合は、発注者は、受注者に対して、前項に基づき発注者が 指定した期間を経過した日から遅延日数に応じ、本利率で算出した額の延滞金の 支払を受注者に請求する。

(秘密の保持)

- 第 25 条 受注者(第 4 条に基づき受注者が選任する再委託先又は下請負人を含む。本条において以下同じ。)は、業務の実施上知り得た情報(以下「秘密情報」という。)を秘密として保持し、これを第三者に開示してはならない。ただし、次の各号に定める情報については、この限りでない。
 - (1) 開示を受けた時に既に公知であったもの
 - (2) 開示を受けた時に既に受注者が所有していたもの
 - (3) 開示を受けた後に受注者の責に帰さない事由により公知となったもの
 - (4) 開示を受けた後に第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したもの
 - (5) 開示の前後を問わず、受注者が独自に開発したことを証明しうるもの

- (6)法令並びに政府機関及び裁判所等の公の機関の命令により開示が義務付けられたもの
- (7) 第三者への開示につき、発注者又は秘密情報の権限ある保持者から開示について事前の承認があったもの
- 2 受注者は、秘密情報について、業務の履行に必要な範囲を超えて使用、提供又は複製してはならない。また、いかなる場合も改ざんしてはならない。
- 3 受注者は、本契約の業務に従事する者(下請負人がある場合には下請負人を含む。以下「業務従事者等」という。)が、その在職中、退職後を問わず、秘密情報 を保持することを確保するため、秘密取扱規定の作成、秘密保持誓約書の徴収そ の他必要な措置を講じなければならない。
- 4 受注者は、秘密情報の漏えい、滅失又はき損その他の秘密情報の管理に係る違 反行為等が発生したときは、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措 置を講ずるとともに、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければな らない。
- 5 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の同意を得た上で、受注者の事務所等において秘密情報が適切に管理されているかを調査し、管理状況が不適切である場合は、改善を指示することができる。
- 6 受注者は、本契約業務の完了後、速やかに秘密情報の使用を中止し、秘密情報を含む書類、図面、写真、フィルム、テープ、ディスク等の媒体(受注者が作成した複製物を含む。)を発注者に返却し、又は、当該媒体に含まれる秘密情報を復元できないよう消去若しくは当該媒体を破壊した上で、破棄し、その旨を発注者に通知しなければならない。ただし、発注者から指示があるときはそれに従うものとする。
- 7 前各項の規定は、本契約の業務が完了した後も引き続き効力を有する。

(個人情報保護)

- 第26条 受注者は、本契約において、発注者の保有個人情報(「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)第60条で定義される保有個人情報を指し、以下「保有個人情報」という。)を取り扱う場合は、次の各号に定める義務を負うものとする。
 - (1)業務従事者等に次の各号に掲げる行為を遵守させること。ただし、予め発注者の承認を得た場合は、この限りでない。
 - イ 保有個人情報について、改ざん又は業務の履行に必要な範囲を超えて利用、 提供、複製してはならない。
 - ロ 保有個人情報を第三者へ提供し、その内容を知らせてはならない。
 - (2)業務従事者等が前号に違反したときは、受注者に適用のある個人情報保護法が定める罰則が適用され得ることを、業務従事者等に周知すること。
 - (3) 保有個人情報の管理責任者を定めること。
 - (4)保有個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。受注者は、発注者が定める個人情報保護に関する実施細則(平成17年細則(総)第11号)を準用し、当該細則に定められた事項につき適切な措置を講じるものとする。特に個人情報を扱う端末の外部への持ち出しは、発注者が認めるときを除き、これを行ってはならない。
 - (5)発注者の求めがあった場合は、保有個人情報の管理状況を書面にて報告する

こと。

- (6)保有個人情報の漏えい、滅失又はき損その他の本条に係る違反行為等が発生 したときは、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講ずると ともに、速やかに発注者に報告し、その指示に従うこと。
- (7) 受注者は、本契約の業務実施の完了後、速やかに保有個人情報の使用を中止し、保有個人情報を含む書類、図面、写真、フィルム、テープ、ディスク等の媒体(受注者が作成した複製物を含む。)を発注者に返却し、又は、当該媒体に含まれる保有個人情報を復元できないよう消去若しくは当該媒体を破壊した上で破棄し、当該廃棄した旨を記載した書面を発注者に提出しなければならない。ただし、発注者から指示があるときはそれに従うものとする。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の事務所等において、保有個人情報が適切に管理されているかを調査し、管理状況が不適切である場合は、改善を指示することができる。
- 3 第1項第1号及び第6号並びに前項の規定は、本契約の業務が完了した後も引き続き効力を有する。

(情報セキュリティ)

第 27 条 受注者は、発注者が定めるサイバーセキュリティ対策に関する規程(平成 29 年規程(情)第 14 号)及びサイバーセキュリティ対策実施細則(平成 29 年細則 (情)第 11 号)を準用し、当該規定及び細則に定められた事項につき適切な措置を講じるものとする。

(安全対策)

第 28 条 受注者は、業務従事者等の生命・身体等の安全優先を旨として、自らの責任と負担において、必要な安全対策を講じて、業務従事者等の安全確保に努める ものとする。

(業務災害補償等)

第 29 条 受注者は、自己の責任と判断において業務を遂行し、受注者の業務従事者 等の業務上の負傷、疾病、障害又は死亡にかかる損失については、受注者の責任 と負担において十分に付保するものとし、発注者はこれら一切の責任を免れるも のとする。

(海外での安全対策)

- 第30条 業務仕様書において海外での業務が規定されている場合、受注者は、第28 条及び前条の規定を踏まえ、少なくとも以下の安全対策を講じるものとする。
 - (1)業務従事者等について、以下の基準を満たす海外旅行保険を付保する。ただし、業務従事者等の派遣事務(航空券及び日当・宿泊料の支給)を発注者が実施する場合であって、発注者が海外旅行保険を付保するときは、この限りではない。
 - ・死亡・後遺障害
- 3.000万円(以上)
- ・治療・救援費用
- 5.000万円(以上)
- (2)業務を実施する国・地域への到着後、速やかに滞在中の緊急連絡網を作成し、

前号の付保内容と併せ、発注者の在外事務所等に提出する。なお、業務従事者 等が3ヵ月以上現地に滞在する場合は、併せて在留届を当該国・地域の在外公 館に提出させる。

- (3)業務を実施する国・地域への渡航前に、外務省が邦人向けに提供している海 外旅行登録システム「たびレジ」に、業務従事者等の渡航情報を登録する。
- (4) 現地への渡航に先立ち、発注者が発注者のウェブサイト(国際協力キャリア総合情報サイト PARTNER)上で提供する安全対策研修(Web 版)を業務従事者等に受講させる。ただし、提供されている研修素材の言語を理解できない者については、この限りではない。
- (5) 現地への渡航に先立ち発注者が提供する JICA 安全対策措置 (渡航措置及び 行動規範) を業務従事者に周知し、同措置の遵守を徹底する。また、発注者よ り、同措置の改訂の連絡があった場合は、速やかに業務従事者に周知し、改訂 後の同措置の遵守を徹底する。
- 2 第 28 条及び前条の規定にかかわらず、海外での業務について、受注者の要請があった場合又は緊急かつ特別の必要性があると認められる場合、発注者は、受注者と共同で又は受注者に代わって、受注者の業務従事者等に対し安全対策措置のための指示を行うことができるものとする。

(業務引継に関する留意事項)

第 31 条 本契約の履行期間の満了、全部若しくは一部の解除、又はその他理由の如何を問わず、本契約の業務が完了した場合には、受注者は発注者の求めによるところに従い、本契約の業務を発注者が継続して遂行できるように必要な措置を講じるか、又は第三者に移行する作業を支援しなければならない。

(契約の公表)

- 第32条 受注者は、本契約の名称、契約金額並びに受注者の名称及び住所等が一般 に公表されることに同意するものとする。
 - 2 受注者が法人であって、かつ次の各号のいずれにも該当する場合は、前項に定める情報に加え、次項に定める情報が一般に公表されることに同意するものとする。
 - (1)発注者において役員を経験した者が受注者に再就職していること、又は発注者において課長相当職以上の職を経験した者が受注者の役員等として再就職していること
 - (2)発注者との取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
 - 3 受注者が前項の条件に該当する場合に公表される情報は、以下のとおりとする。
 - (1)前項第1号に規定する再就職者に係る情報(氏名、現在の役職、発注者における最終職名)
 - (2) 受注者の直近3ヵ年の財務諸表における発注者との間の取引高
 - (3) 受注者の総売上高又は事業収入に占める発注者との間の取引高の割合
 - 4 受注者が「独立行政法人会計基準」第 14 章に規定する関連公益法人等に該当する場合は、受注者は、同基準第 14 章の規定される情報が、発注者の財務諸表の附属明細書に掲載され一般に公表されることに同意するものとする。

(準拠法)

第33条 本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

(契約外の事項)

第 34 条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合は、 必要に応じて発注者及び受注者が協議して、これを定める。

(合意管轄)

第 35 条 本契約に関し、裁判上の紛争が生じた場合は、当該紛争の内容や形式如何 を問わず、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とす る。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通 を保持する。

2023年3月●●日

発注者 東京都渋谷区西原 2-49-5 独立行政法人国際協力機構 東京センター 契約担当役

所長 田中 泉

受注者

[附属書Ⅱ]

契約金額内訳書

【契約金額内訳書の作成方法】

「業務完了一括支払」ではない場合、契約金額内訳書を作成する必要があります。

業務の内容と支払方法を勘案し、入札時点で想定される内訳の費目を記載してください。

内訳の費目については、契約書(案)第14条とも平仄を合わせ、以下を想定してください。

1. 業務の対価(報酬)

対価を設定する業務ごとに分け、それぞれの対価(同じ業務を複数回実施する場合は単価)を記載してください。

また、一定の業務を継続して実施する場合は、一定期間 (例:1カ月) 当たりの単価を記載してください。

2. 直接経費

領収証等の証拠書類に基づいた実費精算によるものは、直接経費の項目ごとに 分け、それぞれの契約金額を記載してください。

日当や宿泊料など、契約単価と実績に基づき支払額を確定するものについては、項目ごとに分け、それぞれの単価と想定される数量を記載してください。

3. 管理費

様式集

- ■競争参加資格確認に関する様式
 - 1. 競争参加資格確認申請書
 - 2. 委任状
 - 3. 共同企業体結成届(共同企業体の結成を希望する場合)
 - 4. 質問書
 - 5. 機密保持誓約書
- ■プロポーザル作成に関する様式
 - 1. プロポーザルおよび見積書提出頭紙
 - 2. プロポーザル参考様式(別の様式でも提出可)
- 以上の参考様式のデータは、以下のサイトよりダウンロードできます。

国際協力機構ホームページ (https://www.jica.go.jp)

- →「調達情報」
- →「調達ガイドライン、様式」
- →「様式 プロポーザル方式 (国内向け物品・役務等)」

(https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/proposal.html)